

# 私有地の樹木の枝が道路に張り出していないか？

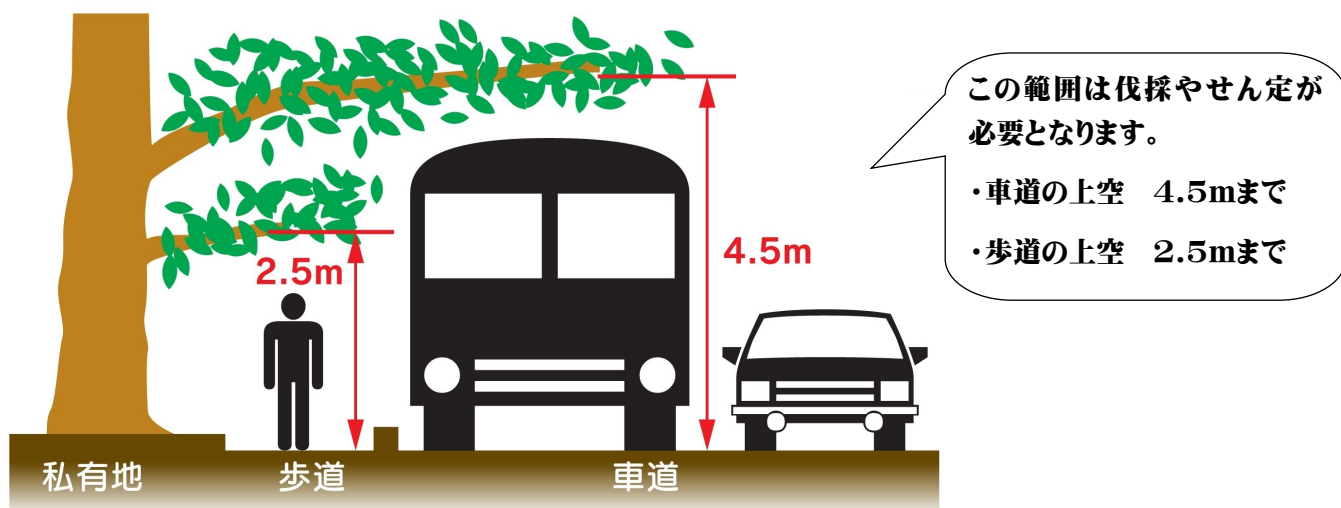
道路に張り出した樹木により、車両や歩行者の通行の妨げとなる事例が発生しています。

私有地から道路上に張り出している樹木などは土地所有者に所有権があるため、改正民法第233条第3項（令和5年4月1日施行）に定める場合を除き、**県や町では伐採や枝払いなどはできません。**

土地所有者の責任により、伐採やせん定など適正な管理をお願いいたします。

これらが原因となり、車両や歩行者に事故があった場合には、法律により**樹木の所有者が賠償責任を問われる**ことがあります。

車両や歩行者の安全な通行に必要な範囲（高さ）



## 【問い合わせ先】

### 町道に関すること

◎みなかみ町役場 地域整備課

用地・管理係

電話 0278-25-5020

### 国道291号線及び県道に関すること

◎群馬県 利根沼田振興局

沼田土木事務所

電話 0278-24-5511

## 緊急時の対応

道路側への倒木等により、車両等の通行が出来なくなるなど緊急の場合には、町または県が予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いいたします。

## 樹木を伐採・せん定する際の注意事項

- ・電線や電話線がある箇所は、危険を伴う場合があるので、事前に東京電力パワーグリッド株式会社またはN T T東日本へご相談ください。
- ・作業に当たっては、通行する車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木等からの転落に十分ご注意ください。
- ・道路上で作業する場合は、所定の手続き（道路使用許可（警察署）、道路占用許可等（町または県））が必要となる場合があります。

## [参考法令]

### 民法（抜粋）

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

**第233条** 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

**3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。**

一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。

二 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。

三 急迫の事情があるとき。

4 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

**第717条** 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

（正当防衛及び緊急避難）

**第720条** 他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2 前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

### 道路法（抜粋）

（道路に関する禁止行為）

**第43条** 何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。